

習志野市経営改革懇話会設置要綱

（設置）

第1条 地方分権改革の進展に対応した自主自立のまちづくりの実現に関し、自治体経営という観点から意見を求めるため、習志野市経営改革懇話会（以下「懇話会」という。）を設置する。

（任務）

第2条 懇話会は、本市の経営改革の推進に関し、次の各号に掲げる事項について市長の求めに応じ調査検討するとともに、必要に応じ意見及び助言することができる。

- （1）市政運営全般に関すること。
- （2）行財政改革の取り組みに関すること。
- （3）その他、市長から求められた項目に関すること。

（組織）

第3条 懇話会は、委員13名以内をもって組織する。

2 懇話会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- （1）識見を有する者
- （2）市長が必要と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、平成20年4月21日から平成23年3月31日までとする。
ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 懇話会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、懇話会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

（会議）

第6条 懇話会は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、最初にかれる会議は市長が招集する。

（庶務）

第7条 懇話会の庶務は、経営改革推進室において処理する。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成20年4月21日から施行する。
- 2 この要綱は、平成23年3月31日限り、その効力を失う。